

観光学術学会倫理綱領

前文

観光学術学会は、観光学の調査・研究，教育および学会の運営にあたって依拠すべき倫理上の基本原則を定め，ここに「観光学術学会倫理綱領」を制定する。観光学術学会の会員は，観光学の発展と社会への貢献のために，本綱領を十分に理解して，これを遵守しなければならない。

観光学の研究は，地球上のあらゆる地域と人々を対象とする。会員は，その研究が社会の信頼と負託の上に成り立つものであることを認識し，調査・研究の対象となる地域と人々に対して，常に公正を重んじ，真摯に判断し行動しなければならない。また，観光学の教育・指導をする際には，本綱領にもとづいて，倫理的な問題について十分配慮し，学習者に注意を促さなければならない。

第1条 [公正の維持と信頼の確保]

観光学の研究・教育を行うに際して，公正を維持し，社会の信頼を損なわないよう努めなければならない。

第2条 [人権その他の諸権利の尊重]

いかなる場所と機会においても人権を尊重し，プライバシー，肖像権，知的財産権などの諸権利を侵害することがないように努めなければならない。

第3条 [研究目的と研究手法の倫理的妥当性]

研究目的と研究手法の倫理的妥当性を考慮し，その社会的影響について配慮しなければならない。

第4条 [差別の禁止]

居住地，性別，年齢，出自，民族的背景，宗教，思想，信条，性的指向，身体的特性，障がいの有無，国籍などに関して，差別的な扱いをしてはならない。

第5条 [ハラスメントの禁止]

ハラスメントに当たる行為はしてはならない。

第6条 [研究資金の適正な取扱い]

研究資金を適正に取り扱わなければならない。

第7条 [成果の公表]

調査・研究の成果を公表し，その社会的還元に努めなければならない。

第8条 [著作権侵害の排除と不正の禁止]

著作権を侵害してはならない。他人の調査・研究の成果を盗用や剽窃するといった不正行為を行ってはならない。

第9条 [相互の批判・検証機会の確保]

相互に批判・検証できる機会の確保に努めなければならない。